

○平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して認定長期優良住宅の構造の区分に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第三項の規定により、告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等（以下「認定住宅等」という。）について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる認定住宅等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該認定住宅等の床面積（当該認定住宅等が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（同条第一項又は第二項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅等の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

| | |
|--|----------------------|
| 法第四十一条第六項第一号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋 | 床面積一平方メートルにつき五万三百円 |
| 法第四十一条第六項第二号に規定する低炭素建築物又は同号に規定する特定建築物に該当する家屋 | 床面積一平方メートルにつき六万八千三百円 |
| 法第四十一条第六項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅に該当する家屋 | 床面積一平方メートルにつき三万八千円 |

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年五月三十一日国土交通省告示第五五〇号）

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定長期優良住宅を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年三月三十一日国土交通省告示第五九二号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月五日国土交通省告示第二六六号）

- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅の新築又は当該認定住宅で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

附 則 （令和四年三月三十一日国土交通省告示第四四八号）

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示は、個人が、認定住宅等（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等をいう。以下同じ。）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、当該認定住宅等を令和四年一月一日以後にその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が、認定住宅（改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅をいう。以下同じ。）の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する取得をして、当該認定住宅を同日前にその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四九七号）

- 1 この告示は、令和九年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅等を令和九年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。